

楽人東儀文均の交流関係から見えるもの —弘化・嘉永年間の京都での動向から

Interaction between Togi Fuminari and his disciples in Kyoto during the mid-1800s

南谷美保
Miho MINAMITANI

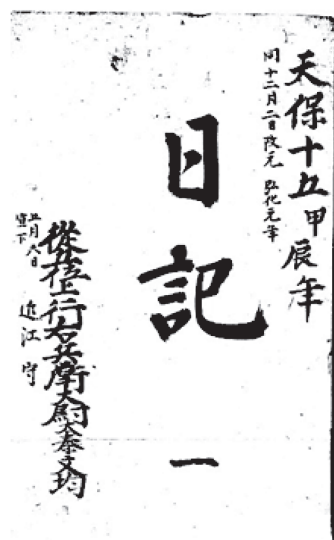
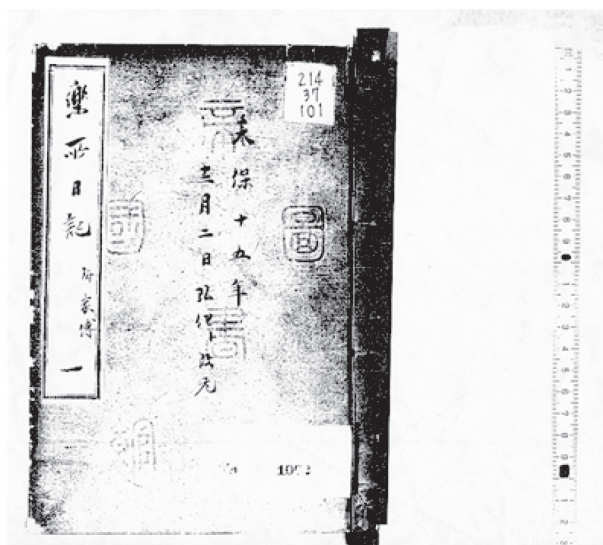
三方楽所楽人は、禁裏と江戸幕府関係の儀式およびこれらに関連する社寺における神事、法会などの奏楽を担当し、さらには、三方楽所以外のたとえば日光楽人のような楽の演奏を職務とする人々の指導を行っただけではない。すでに、多くの考察が明らかにしているように、江戸時代後半になると楽の演奏を職務とする専門職以外の「素人」弟子への楽の指導が広く行われるようになっていた。つまり、三方楽所の楽人は、雅楽のお師匠さんとして、雅楽の演奏を職務としない「素人」集団への指導も行っていたのである。ところで、そうした「素人」集団を対象とする楽の指導の場においては、指導者である楽人から稽古者に対して、一方的に楽に関する知識や技術が伝達されるだけであったのだろうか。本稿においては、そうした楽の稽古の場に集う「素人」とされた楽の稽古者集団がどのような人々によって形成され、そこではどのような「文化」が共有され、それがどのように楽の専門家である楽人に関わっていたのかということについて考えてみたい。以下では、東儀文均の日記である『楽所日記』のうち、弘化・嘉永年間のものを対象として、文均と京都における弟子たちとの交流を考察するものとする。

キーワード：東儀文均、『楽所日記』、素人門人、弘化・嘉永年間、三方楽所

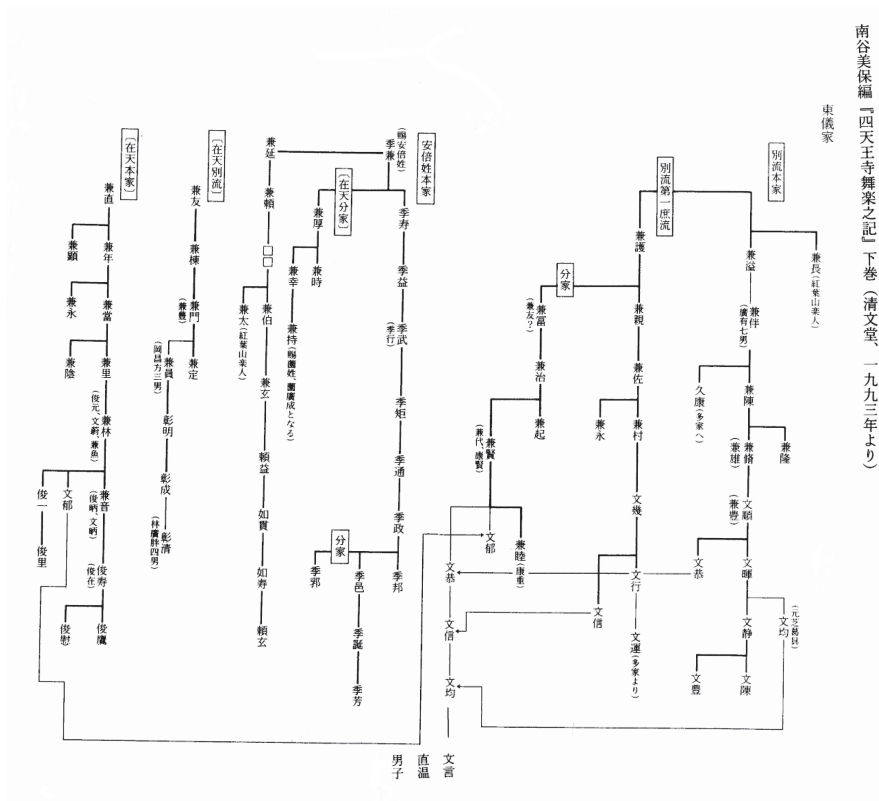
1 東儀文均について

東儀文均^{ふみなり}（文化8年・1811～明治6年・1873）は、南都方芝葛起の三男として生まれたが、後に在京天王寺方¹⁾ 東儀家庶流の文信の跡を継ぎ東儀文均となった。この文均の日記に『楽所日記』全37巻（国立国会図書館蔵）があり、天保15年から明治5年までの日記30巻と文均が三方楽所を構成する京都方、南都方、天王寺方のそれぞれの楽所の統括責任職である老分職を務めた期間の記録7巻が残されている。ただし、天保15年から始まる第一巻の記載事項には、それ以前から継続する事項に関する記録が多く含まれており、実際には、文均は、天保15年よ

-
- 1) 安土桃山時代、天正年間に成立した三方楽所は京都方、南都方、天王寺方の三方の楽所から形成されていた。天王寺方と南都方については、それぞれの本地に残った楽家を、「在天」・「在南」と称し、京都に居を構えた「在京」と区別した。天王寺方の場合、在京楽家として京都に在住した楽人は、本拠とした四天王寺での法会についても、基本的には年1回、聖霊会出仕の際に下向する程度であった。しかし、「在天」楽家とは手紙などを通じての交流が頻繁にあり、さらに、「在天」楽家の楽人も、京都での出仕や三方楽所の業務がある際には上京し、「在京」楽家宅に逗留するなど、両所の楽人同士の接触はしばしばあった。天王寺方、南都方ともに、楽家に生まれた子供が楽人として認められる儀式（天王寺では元服式とし、南都では物師とした）は、それぞれ四天王寺および南都で実施されていた。



【東儀文均の『楽所日記』巻1の表紙と日記部分の表紙】



【三方楽所天王寺方東儀家系図】

り早い時期から日記的な記録は残していたものと思われる²⁾。

また、文均がどの時点から東儀家の一員となったのかは、それを明らかにする資料を見いだせておらず不明である。芝佑泰著『雅楽通解 楽史篇』³⁾中の「三方楽家系譜」には、南都で芝葛興と名乗っていたとあることから、少なくともある程度の年齢までは南都方芝家に所属していたとも推測できる。一方で、文均を名乗って相続した東儀の家⁴⁾は、東儀兼起が宝永5(1708)年に18歳で死亡、その跡を継いだ弟の兼代(後に康賢)は、明和9(安永元、1772)まで生存する。しかし、兼代の跡を継いだ息子の康重(兼睦とも名乗る)が安永4(1775)年に16歳で亡くなった後は、少々混乱する家筋であった。康重の跡は、在天の東儀家本家兼林(俊元とも名乗る)次男の文都を迎えたが、この人は病という理由で辞官し位記を返上した⁵⁾。この時も、在京東儀家別流本家から文恭(文順次男で後に触れる文暉の弟)を当主に迎えることで絶家にはならなかったが、文恭は文化2(1805)年に24歳で亡くなる。その跡を在京東儀家別流第一庶流文幾次男の文信(文方とも名乗る)が継ぐが、この人も文化14(1817)年に17歳で亡くなってしまう。このように家筋としてはあまり安定していない家であったものの、文信までは東儀家の血筋でつながっていた。

この文化14年に亡くなった文信の跡を継いだのが南都の芝家から養子に入った文均である。ところで、文均がいつ東儀の家に養子に入ったのかということは、先にも触れたように明らかとなる記事は文均の日記『楽所日記』には見出すことができず、文均が残した記録類からは明らかにできていない。文信が亡くなった文化14年の時点で文均は数え歳で7歳、この時点で、芝家にあつてすでに幼名ではなく葛興を名乗り南都芝家の一員として演奏活動を行っていた可能性はある。しかし、文均の『楽所日記』として現存する日記の第一巻の題箋には『楽所日記 附家傳 一』と記され、冒頭に東儀家一統の家伝が記載されているが、その「家傳」末尾には「天保八丁酉年初秋 太秦文均改之」とある。つまり、天保8(1837)年の時点で、文均は「家傳」を改め、これを書き残す立場にあつたわけであるから、すでに東儀の一家を相続していたものと考えられる⁶⁾。さて、その「家傳」に記された天保15年まで⁷⁾の文均に関する事項は以

2) とはいえ、『楽所日記』巻1の日記の部分には、「日記 一」とあり、文均本人にも、この時に新たに「日記」とされる記録を残し始めたとする認識はあつたのだろう。なお、この「日記」を文均自身が『楽所日記』と称していた確証はないが、『楽所日記』という名称が通用しているため、以下でもこの名称を用いる。

3) 国立音楽大学出版部、昭和42(1967)年刊行。

4) 前掲の系譜によれば別流第二庶流、文均の実家筋にあたる南都方芝家の記録『芝家日記集』(天理大学所蔵)では、「文運(東儀=南谷補)家之庶」とされる。

5) 「三方楽家系譜」に記載の病のためという辞職理由は表向きのものであり、『楽所要記 二』によれば、文都は博打に関わった科で寛政7(1759)年に京都を追われたらしい。文均は、嘉永6年に江戸に下っているが、その際に文都に面会している。拙稿「江戸時代の武家と雅楽——江戸時代の雅楽を支えた一要素として——」、『四天王寺国際仏教大学紀要』36(1996)、pp.1-30。

6) 現状の『楽所日記』の巻1は、別に伝わっていた「家傳」と文均の「日記」とを後に合冊したものではないかと推測できる。なお、『楽所日記』巻1の天保15年3月の記事に、四辻家に提出すべく「家傳」を作成しているとする記事があり、天保15年の日記である『楽所日記』巻1の冒頭にこのような記録が合冊されているのは、この年に三方楽所楽家がそれぞれの家の「家傳」を作成したことと関係するのかもしれない。また、楽奉行である四辻家に、こうした「家傳」を定期的に提出することが求められていたということもわかる。

7) 以後も文均および息子である文言についての追記事項が記載される。文均については、【表-1】に整

下のようにになっている。

【表-1】 誕生から天保15年までの文均に関する「家伝」の記録

年月日	年齢	事項
文化8 (1811) 1.25	1	誕生
文政4 (1821) 12.19	11	叙正六位下 任右兵衛大志
文政12 (1829) 11.27	19	叙従五位下 転任大尉
天保8 (1837) 9.27	27	叙従五位上
天保15 (1844) 5.6	34	任近江守

そして、ここに改名の記事がないことからしても、11歳の位記を授与された時点ですでに文均を名乗っていたと判断できる。さらに、筆者は未見であるが、文均の「門人帳」が存在し、そこには天保10（1839）年から明治6年までの記載があるとのことなので、遅くとも天保10年までには東儀家の一家の主としての地位を得ていたと考えられる⁸⁾。

これらの情報だけでは、文化14年の文信の没後のどの時期に、文均が東儀家別流第二庶流という不安定な家筋を相続したのかは判断できない。文化14（1817）年までの文信存命中は、まだ若年であった文信には、その跡取りとなる子息が産まれる可能性もあり養子を迎えるという計画はなかったものと思われる。一方で、先にも記したように「位記」に関する記録から、文均は、文政4年には東儀姓となり文均を名乗っていたと判断できる。文化14年から文政4年までの間に、故文信家の相続がなされた可能性は十分にあるが、文政4年の時点でも文均は11歳であるから、京都での文均の生活および楽儀の指導を行う東儀家の人物が必要となったはずである。それというも、文均の出身である南都芝家は笛の家であるのに対し、東儀家の中で文均が相続した家の持管は筆簾であるため筆簾の稽古が必要であったし、なによりも、三方楽所で天王寺方は右方に属するのであるから、左方の南都方にあつては左舞を修得する機会しか無かったはずの文均には右舞の稽古が必須であったからである⁹⁾。

ここで浮かび上がってくるのが、東儀文静きよの存在である。東儀家別流本家（在京東儀家本家）

理した事項に、弘化2（1845）年4月25日に35歳で叙正五位下、安政2（1855）年1月22日に45歳で叙従四位下と追記される。

- 8) 西山松之助『家元の研究』（吉川弘文館、昭和57年）に「『東儀家門人録』は、『門人次第』と記されるもので、東儀文均に入門した門人、天保十年（一八三九）から明治六年（一八七三）まで、一七六名の記録である」（p.203）とされ、その注に「平出久雄氏蔵——芝健四郎氏旧蔵」とある。
- 9) なお、天保15年2月の四天王寺聖霊会に文均は下向しているが、それについて『楽所日記』には、「当年初而之事」とあり、聖霊会への下向はこの年が初めてであったとわかる。後述の文静とともに、四天王寺北側に所在する寿福寺に宿をとり、文静よろしく引き回しをしてもらうようにと依頼した旨が記載されている。天保15年以前の状況が不明であるが、文均は、この年正月の踏歌節会、舞御覽ともに右舞を担当しており、そこには初出仕という旨の記載もないので、この年まで右舞が担当できる状況ではなかったというわけではない。したがって、この年まで聖霊会に出仕しなかった理由は不明であるが、聖霊会に出仕する天王寺楽人には寺領米として四天王寺よりの支給物があるので、それに関する天王寺楽所内の了解が得られなかった可能性はある。

の東儀文静は、文均の日記にしばしば「文静」あるいは「河州」として登場するのみならず、『楽所日記』巻2の弘化2（1845）年7月28日条には次のように記されている。

楽人 東儀近江守

右是迄一条新町西江入元真如堂町東儀左兵衛大尉（文静のこと＝南谷補）方同居罷居候処、此度同町内同人家借宅仕候而引越申候間此段為御届如斯御座候 以上

つまり、弘化2年のこの時点まで文均は文静宅に同居していたことになる¹⁰⁾。天保15年以降の文均に日記には自身の婚儀について触れている箇所はないので、文均は天保15年以前に再婚となる結婚をし¹¹⁾、明らかになる範囲では、天保15年以降この時まで文静家に同居していたらしい。

この文静の父は文暉^{てる}であり、この人は文均の二代前の文恭の兄にあたる人物である。安永6（1777）年生まれの文暉¹²⁾が48歳の時の文政7（1824）年に文静が出生しており、かなり遅い時期に得た嫡男である。こうしたことから、筆者は、文均は、出生後、文政4年以前に、もともとは、東儀家別流本家のこの文暉の養子に迎えられ、文暉のもとで養育されながら天王寺方楽人として必要な楽の指導を受けていたのではないかと推測している。その後、文暉に文静が生まれたことから、文静の出生した文政7年以降天保8年までの間に、文化14年以後絶家になっていた東儀家別流第二庶流文信の跡を相続し、門人を受け入れていたことが明らかである天保10（1839）年までには、名実ともにこの家を再興したといえるのではないだろうか。

一方で、文均の実家である南都方芝家第二庶流は、文均が芝家を離れた後、天保3（1832）年に長兄葛満が亡くなり、その跡を継いだ次兄葛元も天保13年に34歳で亡くなって絶家となっていた。上に述べたように、すでに天保10年の時点では文均は東儀家一家の主として門人を受け入れている状況であったから、もはや南都には戻れない。そうした状況の中で、文均には弘化4（1847）年に長男磐千代、のちの文言^{とき}が生まれ¹³⁾、嘉永4（1851）年に次男となる為之

10) その後、文均は、この年の9月、多忠以の仲介^{もち}で畠山町の町屋を24両2分にて購入する。その際には、安倍肥後守季随に銀2貫目を借金している。楽人のこのような財産形成の基盤となった要素として、この時期、三方楽所楽人が素人弟子を指導し、謝礼を受け取るようになっていたことがある。

11) 後に触れるように文均の長男は文言であるが、その上に娘田鶴がいた。この田鶴が嘉永3（1850）年に一条家に奉公することになり、文均は一条家に親類書を提出しているが、そこにはこの田鶴の母は伊勢多度社神主小串肥後守妹とされている。だが、「家伝」には、長男文言の母は「左衛門大尉源重愛女」とあり、田鶴の母親とは異なることがわかる。さらに、嘉永6年1月9日条に、「恭愼童子17回忌」という記事があり、これは、日記の他の記事から判断すると文均の子供であると考えられる。そうであれば、文均は27歳の時点ですでに一人、子供を失っていることになる。こうした記事から、文均には、文言の母となる妻をめとる前にすでに結婚し、前妻がいたこと、その前妻との間の子どもが、長女田鶴であると理解できる。一方で、文均の日記には、江戸時代においても雅楽の演奏が行なわれていたはずの多度社との交流の記録が一切記載されないことが不可解でもある。

12) 天保14（1843）年に67歳で没。

13) 磐千代の出生前にも、天保14年に出生した男児和千代がいた（天保15年2月27日条に「倅初誕生付内賀ス」とある）が、この子は弘化3（1846）年11月に病没する。磐千代の上には、次女となる天保15年出生の女児もいた。

助が生まれている。『楽所日記』によると嘉永4年7月4日に男児、つまり為之助が誕生とあり、同7月27日には「三方及第」¹⁴⁾のために上京した南都方芝家本家葛房と第一庶流葛高に「実家再興之儀」として、この次男に文均の実家である芝家の一家を継がせて再興することについて相談している。8月6日には、このことについての南都方一統からの異議はないとの回答を得て、文均は、楽奉行四辻家と実家再興に関する折衝を始めたらしい。9月2日には、文均より四辻家に実家再興の願書が提出され、以後、四辻家からは、芝家本家葛房からの書面も提出するようなどの指導を受けていたが、同年10月8日の条に「午後、四辻殿御招付参殿、実家再興之儀願之通二男為之助へ被仰付」とする記載があり、同様の内容を南都にいる本家葛房代として参殿した上好学^{よしたか}にも仰せ渡しがあったとしている¹⁵⁾。この翌日9日には、文均は、南都芝家葛高へ、11月に開催予定の南都方楽家の物師¹⁶⁾で、為之助について、然るべく取り計らってもらえるようにと依頼する書面を送付している。その書面には、

芝為之助直温アツ 嘉永三年七月四日生 同十月八日 葛元家相続
藤原直温 葛元家相続
実葛起三男太秦文均二男

と届け出るように依頼したと記載されている¹⁷⁾。

このように、文均が二男となる男児為之助が出生するやいなや実家芝家の再興をさせるべく奔走した背景には、文均自身がいったんは京東儀本家に養子に迎えられながらも、後に絶家になっていた東儀家庶流の一家を再興するのに関わったという経緯があり、それが大きく影響していたのではないかと推測される。

2 文均の楽人としての活動と弟子への稽古に関わる活動

三方楽所楽人としての東儀文均の活動については、すでに拙稿でいくつかの観点から論じて

-
- 14) 後述のように、三方楽所では楽人の演奏技術を判定する試験が定期的実施されており、それを「三方及第」と称した。
- 15) この後、文近は三男光利も南都方窪家の分家である久保家の養子としたが、この件は今回の考察対象の年代から外れているのでここでは触れない。
- 16) 南都楽家の一員としてみとめられるための儀式であり、南都方楽人としての年次を定める基準となった。
- 17) ここで、為之助は、出生直後に幼名とは別に直温と名付けられていることから、文均の芝家時代の葛興という名も同様に出生直後に物師を行い、その際につけられた名である可能性もある。すでに述べたように、もともと、東儀文暉家の養子となるべく迎えられたのであれば、三男であったこともあり、この為之助の例のようにきわめて幼い時期に東儀家に迎えられた可能性もある。しかし、文均の日記の嘉永4年4月19日条には、山井伊予守よりの依頼による「八十八京笛仮名譜」が完成したので届けたとあり、文均がこのような笛譜の作成を依頼されたとする記事からは、彼が芝家の持管である笛についてもある程度習得できるほどに成長するまでの期間を南都で過ごしたのではないかと思われ、出生間もなく京都に移ったとは考えにくいとしたい。

いる¹⁸⁾ので、ここではその活動の大まかな枠組みについてのみ紹介しておく。三方楽所楽人の活動は、以下のように分類できる。

- 1) 禁裏および幕府関係の儀式・行事における奏楽
- 2) 公家宅で開催される楽会および稽古に参加
- 3) 寺社の法会や神事における奏楽
- 4) 寺社における「楽座」などの奏楽組織に所属する演奏者の指導
- 5) 「素人」とよばれた楽の演奏を専門としないながらも趣味として嗜む人々への指導
- 6) 三方楽所楽人の演奏技術の保持・向上のための活動

1) 禁裏関係については元日節会、白馬節会、踏歌節会、舞御覧の一連の正月儀式に代表される恒例の年中行事・儀式での楽および舞楽の演奏のほか、御学問所東庭舞楽、東宮御元服舞楽など、宮中において臨時に開催される行事への出仕があった。幕府関係の奏楽の機会は、今回の調査に該当する期間にあっては開催されなかったが、文均の日記には、日光東照宮楽人の指導のために三方楽所の担当楽人の下向があったこと、日光東照宮楽人上松が上京した際に文均宅を訪問し、多忠誠とともに合奏稽古をしたのち、文均単独での稽古を数回行ったという記事がある。

2) に関しては、公家の邸を訪問しての稽古のほかに、禁裏で開催される御楽始や楽会の前に臨時で稽古を行うことがあった。また、西園寺家の妙音講など、それぞれの家で独自に開催される奏楽を伴う行事に三方楽所楽人が参加する例もある。

3) についても恒例の出仕先に加え、臨時の法会などには、その都度の出仕依頼があった。臨時の法会の出仕依頼には、三方楽所として対応する場合と、4) で述べる「楽座」の組織に関わる個人的つながりによる出仕、さらには、四天王寺や広隆寺と天王寺方、春日社と南都方のように古来の関係による楽所一方としての出仕など、いくつかのパターンがあった。

ここまでの3点については、本稿の考察対象とする活動の範疇ではないため簡単にまとめておく。以下の4)と5)は、本稿の考察対象となる文均の交流関係に関わるものであるので少し詳しく見ていきたい。

4) の「楽座」であるが、これについては糸久宝賢が本法寺の例を紹介されている¹⁹⁾。寛延4(1751)年10月に四辻家から日蓮教団十六本山に対し、昨今みだりに奏楽を行っているようであるが、一体どのような師匠から伝授を受けているのかという尋問があったこと、それを受けて本法寺では明和3(1772)年には楽座に関する制式「楽座法式」が定められていたこと、明

18) 特に、ここで触れることができなかつた地方在住の雅楽愛好家との交流に関するものとして、註5に挙げたもの以外に、「江戸時代における雅楽の伝播」(四天王寺国際仏教大学紀要34, 1994, pp.146-175)、「江戸時代の雅楽愛好家のネットワーク—東儀文均の『楽所日記』嘉永6年の記録よりみえるもの」(四天王寺国際仏教大学紀要40, 2005, pp.21-43)、「日記から判明する東儀文均と辻近陳の稽古対象者の違い」(四天王寺大学紀要53, 2012, pp.233-265)がある。また、西山松之助『家元の研究』(吉川弘文館、昭和57年)には、『豊原家門人録』、『辻家門人録』による雅楽の地方への伝播に関する情報を一覧表として整理したものが掲載されている。

19) 糸久宝賢「京都本法寺の『楽座制度』について」、『印度學仏教學研究』39(2)、1991年、pp.748-752

和9（1772）年3月より明治2年12月までの「楽座」講衆となった本法寺大衆の連判が残されていることなどを紹介され、本法寺では、「『楽座法式』制定以前から奏楽が盛んに用いられていたこと、制定によって本法寺内の楽講という組織の位置づけが明確になったことが理解できる」とされている。日蓮教団寺院のみでなく、それ以外の宗派でもこれと同様の寺僧による組織が形成され日常の法会における奏楽はそのような演奏家集団によってなされていたこと、そうした組織の指導や法会の際の演奏に三方楽所楽人が関わっていたことが、文均の『楽所日記』をはじめとする江戸時代の記録から理解できる²⁰⁾。

さて、文均の『楽所日記』においては、京都および地方における寺社関係者の指導に関する記事が頻出するが、その中でもこの本法寺との関係は、他とは少し異なる関係であったことがうかがわれる。それは、文均が本法寺楽座の師家であったためであり、このことは、今回の調査対象期間から外れるが、安政3（1858）年に四辻家からの「家々諸社諸寺院奏楽出席恒例臨時且社頭ニ而社人奏楽寺院同断吟味之上正月晦日迄書取ヲ可差出旨」という命によって、三方楽所楽人から提出した「楽頭注進」の控えが『楽所日記』に写されているので²¹⁾ これによって明らかとなる。この「楽頭注進」によると、文均は、藺廣篤（土佐守）、東儀頼玄（伊勢守、嘉永2年7月22日没の如寿の後を継いだが実は南都方辻近敦五男）の天王寺方楽人3名で、それぞれ箏、笙、笛の師家として本法寺および本法寺末寺の一乗寺、本住寺、本教寺、正法寺の寺僧の指導を行っていたことが分かる²²⁾。

この文均の注進書に「恒例三家門人之寺僧奏楽」と記されているようにこれらの寺社における恒例の法会・神事における奏楽は楽座のメンバーが行っていたのであるが、そうした奏楽を行うためには、まず、師家への入門が必要であり、さらには、必要に応じて稽古を受ける必要があった。しかし、文均の日記には、本法寺関係者については、個別に入門したとする記事があるほかは、寺側の要望に応じて稽古に出かけた、あるいは、本法寺寺僧が稽古に来たという記事はさほど多くは記されず、日常の稽古も本法寺の楽座内で執り行われていたらしい。末寺の奏楽人たちの稽古も本法寺で行われていたものか、本法寺以外の指導を行っていたと記される寺院の関係者との交流の記録も残されていない。京都の寺社であってもそこに所属する奏楽人は、入門手続きは師家に行うものの、入門以後は、基本的には楽座内で普段の指導を受け、

20) 例として、文均の日記『楽所日記』弘化3年10月11日条には、「今般誓願寺仮入仏執行付楽頭より」として文均と文静に出仕依頼があったこと、同11月16日条には「寺町四条大雲院内高座付楽座頭被催候付参事」と記され、文均と文静ほか京都方5名の名が記されていることが挙げられる。ここにいる楽頭とは、「楽座」の有無にかかわらず、後述の平等寺因幡堂西坊の例のように、その寺社におけるなんらかの奏楽活動にかかわっている三方楽所楽人と理解できるだろう。そのような演奏組織が誓願寺、大雲院などにも存在したことがわかる。

21) 文均はこれを奉書四つ折りに記して提出したと記録し、記載事項が多い家は美濃紙帳面にて提出したと聞いているとも記載している。楽家によって、関わりのある寺社の数にかなりの差があったことが分かる。

22) 文均が師家となった寺院はここに挙げられたものだけであり、それ以外には諸社として、文均と東儀頼玄、林廣ひろ篤（紀伊守）の3名で、三河国西尾城内御剣八幡宮社と同じく西尾牛頭天王社の師家となっていると記載されるだけである。西山松之介が『家元の研究』pp.188-191で紹介している辻則察家から同様に提出された注進書の件数と比較するとかなり少ない。

稽古を行い、三方楽所楽人の師家が日常的に稽古に通うという形態ではなかったようである²³⁾。

5) についてもすでにいくつかの拙稿で論じているように²⁴⁾、江戸時代の後半になると三方楽所楽人は京都だけでなく、非常に広い地域にわたって楽の弟子を持ち、楽人の中には弟子が生活する地方に出張稽古を行うために下向するものもいた。さらには、各地から上京し、京都で楽の稽古を受ける人たちもいた。そうした人々全員が、雅楽の習得だけを目的として上京したわけではないだろうが²⁵⁾、そのようないろいろな目的をもって上京した人々が三方楽所楽人からの指導を受けたり、複数の人々が関与しなければ行えない雅楽演奏の場に関わったりすることで複雑に絡み合った文化サークルが形成されていたともいえる²⁶⁾。

三方楽所楽人の側でも、そうした稽古者を「素人」と称して²⁷⁾、彼らに対する稽古を熱心に行っていた。その背景には、素人門人からの謝礼や彼らの楽器購入の際の仲介などによる副収入という経済的な側面²⁸⁾が大きく関わっていたことも事実であるが、楽人の側からしても、そうした文化サークルに関わることで経済的な面だけにとどまらない各種の利益を得ていたからこそ、そうした弟子の指導に熱心に関わったという観点からこのような江戸時代後半の三方楽所楽人を取り巻く状況を考察する必要もあろう²⁹⁾。

23) 文均の日記の例でみると、弘化2年3月26日条に、「午後、本法寺大運院へ合奏稽古、勢州（この時点では頼玄の先代である如寿）、文均、廣篤」と記載され、この日は三管の師家全員がそろって稽古に出向いている。同4月8日条には「午後、本法寺真造院合奏稽古、勢州同道」とあり、笙の廣篤を欠くこともあったようであるが、基本的に本法寺に稽古に出向くときは合奏稽古とあり、師家はそろって参加したようである。ただし、この後、弘化2年7月27日、8月11日、8月26日、11月6日、弘化3年の4月12日、4月13日と合奏稽古の記述が続くが、これ以降は本法寺に稽古に出向いたという記事は見当たらない。弘化2年には、本法寺尊陽院麗学、保昌院惠龍の入門があることから、この時期に楽座のメンバーの入れ替わりがあったためかもしれない。嘉永6年、7年には、本法寺本養院が、文均宅に稽古に来るとする記事がある。

24) 註18参照。

25) もちろん、そのなかには、註5の「江戸時代の武家と雅楽」などにおいて考察した山田元三郎のように、主家の「手次」、つまり師家の楽人に代わって主家の関係者を指導する立場になるべく、文均の自宅に長期間にわたって下宿して楽の稽古をするためだけに上京する例もあった。

26) 京都以外の地におけるこうした文化サークルの存在については、美濃および尾張三河地域における文均の活動をもとに考察した論考として、清水禎子「尾張における奏楽人の活動について」（『尾張藩社会の総合研究2』、清文堂、2004、pp.316-344）、岸野俊彦「雅楽師東儀文均と尾張・美濃・三河」（『名古屋芸術大学研究紀要』34、2013、pp.385-400）、寺内直子「知と技の伝播と共有：美濃高須の豪商吉田家の文化活動」（『日本文化論年報』20、2017、pp.1-42）がある。

27) 文均は『楽所日記』において、彼の稽古対象者のうち西坊を拠点とするグループについて「素人門人社中」と記載しており、また東儀文静の稽古対象者の楽会についても「素人楽会」という表記をしている。

28) 地方への出張稽古によって得る謝金の金額の大きさは、京都における楽人としての活動の比較にならないほどのものであったことは否定できない。たとえば、嘉永5年閏2月29日条には、この時の名古屋での出張稽古関係での収入から京都に金18両を送金したとあり、さらに帰京の途中で津島に滞在中の3月2日条には、「今日節季払、過日名護屋より金10両差登置候付」として、留守宅では対処できるだろうから大丈夫だろうと記載している。この10両は、閏2月29日に送金したものと別であろうから、名古屋滞在中に合計28両を送金したことになる。28両が文均にとってどれほどの価値があったのかということは、彼が弘化2年に買い取った畠山町の住居が24両2分であったことを考えると想像できると思われる。

29) 註18に挙げた「日記から判明する東儀文均と辻近陳の稽古対象者の違い」において論じたように、素

次節においては、これらの文均の楽に関わる活動のなかで、これも楽人の稽古対象者の一部をなしていた公家や武家とは異なる社会階層に属する、素人弟子とされる人々と文均の京都での交流を考察することで、いままで分析してこなかった文均の弟子同士のつながりについて、さらには、文均と弟子との文化的交流の様相について少しでも明らかにしてみたいと考える。

6) としては、「三方及第」と「御用会」があった。「三方会」とも称された「御用会」は、弘化2（1845）年2月に四辻家より三方楽所に対して再興を申し渡されたもので、四辻家による楽人の演奏技術の公的なチェックの場であったといえる。この再興の申し渡しの際には、四辻家からは三方楽所老分に、文化5（1808）年12月26日に実施についての通達があった「三方御用会」は、現在「久々中絶」となっているが、以後、「一箇年六会」として中断なく継続するようとの事をはじめ、次項のような細かい点まで指示された書面が渡された。さらに、それを老分から楽人それぞれに通告のうえ、各人から承諾書を提出するという厳重な措置がなされた。指示書の内容は、

- *在京楽人だけでなく、「両在」つまり、在天楽人も在南楽人も参加すべく日程調整をして実施するように
- *開始時刻は午刻、遅刻せず自筆を以て到着した旨を記すように
- *三方楽所のうち15歳以上の楽人はおよそ85名いるので、これを3グループに分けて「御用会」を実施すること（グループ分けの詳細は下の【表-2】に示した）
- *当日演奏すべき曲は7曲、30名以下で演奏を担当し、打物に各一人が出ること
- *実施月は3月、4月、5月、8月、9月、10月とする
- *高齢者および何らかの事情で演奏が不可能なものも、聴聞するために出席すること
- *15歳未満のものでも出席を希望する場合は、願い出ること
- *毎年出席状況を確認する。しかるべき理由なくして欠席したものは料料などの処分を行う

などが細かく定められたものであった³⁰⁾。

【表-2】 御用会出仕の組分け

組	京都方	南都方（在南も含む）	天王寺方（在天も含む）
一番	9人	10人	10人

人弟子への教授権の有無などによって生じる楽人それぞれの生活環境の相違についても配慮する必要があり、以下で考察するような状況が、当時の三方楽所楽人のすべてに共通してみられるものであったわけではない。

30) 『楽所日記』巻2、弘化2年3月2日条による。文均の日記には、たとえば、嘉永3年4月、5月には、御用会曲目を四辻殿に、文均、季誕が参殿して集中的に稽古をしたという記事があり、文均は季誕とともに、あるいは単独で四辻殿に参殿して「御稽古」を行っている。御用会の場では四辻家関係者も演奏に加わったのか明確ではないが、御用会の場でも、箏と琵琶は、三方楽所楽人は演奏していないので、その演奏者として演奏に加わった例があったのかもしれない。この点については、文均の日記以外の資料で確認する必要がある。

二番	9人	10人	9人
三番	9人	11人	9人

「三方及第」は、「三方楽講」とも称されるが、これは「御用会」とは異なり、三方楽所内の本来は自律的なシステムであったといえる。これは、三方楽所楽人としての技量のレベルを判定すると同時に、楽人が江戸幕府より拝領していた楽所領、つまり三方楽所としての支配地からの所領米のうちの芸料米の配当を受ける権利ともなる「中芸」・「上芸」のレベル判定を行う技能試験であった。「及第」を受験する楽人たちは、数か月前から受験に備えての稽古を熱心に行い、「上芸」となっていた楽人のもとでのレッスンを受けるなどして準備をしていた。

詳細はすでに論じた³¹⁾のでここでは繰り返さないが、その概略のみを述べると、受験者は、今回の調査対象時期にあっては、雅楽の六調子にわたる楽曲をそれぞれの試験日に一つの調子ずつ延べ6日間にわたって演奏する。6日間にわたる実技試験が終了したのち、すでに上芸に達していた審査役の楽人たちによって「入札」が行われる。審査を行う楽人は、自分が所属する一方を外して、つまり、京都方であれば京都方以外の天王寺方と南都方からの受験者のみに札を入れる。中芸の受験者が中芸のレベルに達していると判断すれば「中」の札を、上芸の受験者が同様であれば「上」の札を入れる。それぞれの札が審査役の楽人の数の過半数に達していれば、演奏者はそのレベルに達していると認定されるという楽人相互の自治的な仕組みで運営されていた。

しかし、文化5年12月の記録³²⁾には、「三方及第」を受験しないものは、節会、舞御覧への出仕を停止するという措置が講じられ、さらには、楽所領からの家領米も支給しないなどの制裁措置が取られるようにされたことが記されている。文化5年12月というのは上記の「御用会」の再開が定められたのと同時期であり、「御用会」という四辻家を通じて、さらには京都所司代を通じての幕府による楽人支配の新たなシステムが運用されることと連動して、三方楽所内部の自治的な仕組みであるはずの「三方及第」の運用に関しても公的権力の支配が及んだのではないかと考えることができる。あるいは、こうした管理体制の強化は、この時期、三方楽所楽人が、以下に述べるように多くの「素人弟子」を抱え、その指導に奔走している状態、さらには、その結果として、安易な楽曲伝授により雅楽が必要以上に一般社会に拡散することへの危惧があったのかもしれない。

3 文均の弟子同士のつながりから見えること

今回は、『楽所日記』の天保15年から嘉永7年まで期間を考察対象期間とし、この期間において、京都で文均が稽古、楽会に関わった記録から本稿末の【表-3】を作成した。文均の日

31) 拙稿「江戸時代の三方楽所楽人と三方及第——『楽所日記』に基づく一考察——」、四天王寺国際仏教
大学紀要 37、1997、pp.218-239。

32) 『狛近徳日記』による。

記に掲載される人物名は苗字だけで名を欠いていることが多く、さらには、同一人物名が複数の表記でなされている例や、さらには、最初に記載された表記と微妙に異なる名前が2回目以降の登場場面に記載されている例もあり、それが記載ミスなのか、別の人物なのか判断しがたい事例も多くある。したがって、ここでは、まず文均の『楽所日記』に頻繁に登場する人物に注目し、日記の内容から、このようないわば弟子の中のコアメンバーを見極めることによって、そうした人物との繋がりが推測できる人物についても考察することで、文均の弟子同士のつながりが、何を手掛かりとしてどのように形成されているのかを考えてみたい。

文均の素人弟子に対する稽古は、文均の自宅で行う場合と、文均が出張して行く場合とがある。文均が出張して稽古を行う先には、京都だけでなく、すでに論じた³³⁾ように、美濃、尾張、三河、さらには江戸にも拠点となる場所があり、多くの場合は、そうした拠点での中心的人物のもと、そこに複数の弟子が集まって稽古を行ったようである。地方においては、そうした拠点の運営責任者が中間師匠的存在であったのに対し、京都においては、稽古拠点である組織、素人社中とされるものの運営責任者や稽古拠点の中心人物、つまり、コアメンバーとなる弟子であるが、そうした人々が中間師匠的な存在として認められるという明確なシステムは形成されていなかったようである。また、そうした拠点で楽の稽古をしている人物全員が、指導を受けている楽器それぞれについて、しかるべき師匠となる三方楽所楽人に正統な入門手続きを行っていたのかということに関しても疑問が残る³⁴⁾。

稽古の記事には、「合奏稽古」と記載されるものもあり、そうした場合は、文均とともに、東儀如寿、如寿の没後はその跡を継いだ頼玄とともに稽古を行っており、上記のメンバーに加えて、東儀文静が入ることもあった。文均が体調不良などの際にも文静に稽古を依頼した記載が

33) 註5、註18に挙げた拙稿による。

34) 文均の『楽所日記』の例でみると、弘化2年12月4日条に「越後三条大倉夢珠笙入門、廣光に肝煎り」とあり、すでに文均が稽古を行っていた「大倉」が、更に別の楽器も習得すべく、文均の仲介により他の楽人に新たに入門するという記事があり、この例のように、当時、雅楽の稽古を受けていた人々の中には、複数の楽器を嗜む人も多くいたことが分かっている。しかし、大倉氏の箏築入門の記事は、この後の弘化3年の5月26日条に記載されている。そうすると、この大倉はそれまで、文均に、箏築以外の楽器の稽古を受けていたのかということになる。文均が四辻家から箏の中間師匠としての役割を認められていたことから、大倉も箏を学んでいた可能性はある。また、文均は大倉と苗字のみしか記載していないため、山本梅逸らとの関係からこの大倉が大倉笠山である可能性もあるが、弘化5年4月17日条に大倉が国元へ発足とする記事があるので、大倉と記載される人物は越後三条大倉夢珠に一貫していると理解できよう。あるいは、箏築については正式に入門手続きをしないままに稽古を受けていたのかもしれない。複数の楽器の習得を希望する人々が、すでに学んでいる楽器以外の楽器を新たに学ぶ場合、正式に入門する前にトライアルのような状態で楽の手ほどきを受けていた事例はある。京都の例ではないが文均の『楽所日記』にある他の例を挙げるならば、文均の地方での指導拠点であった三河西尾の新家家を文均が弘化2年5月から6月にかけて滞らし稽古を行った際の記録にそれがある。文均は、6月9日条に新家家での稽古の謝儀を受け取った際に、当主である新家筑後守に横笛を贈ったことが記載されているが、その後、文均帰京後9月12日に筑後守からの書状を受け取ったと記載し、続けてこの人物を笛を持ち管とする東儀伊勢守に入門させる世話をしたことを記載している。このことは、伊勢守入門以前に、筑後守は竜笛の基本的な稽古を周囲にいる人物、あるいは文均から受けた（筆者は、文均が東儀家に入る以前、芝家の楽人として笛をある程度学んだのではないかと推測している）結果、正式に竜笛を学ぶこととして、入門手続きを行ったという過程を示唆していると理解できないだろうか。

あり、日記には記されていないが、それ以外にも文均が地方への出張稽古などで長期不在の際も、文静が、文均に代わって稽古をしていたのではないと思われる。しかし、文均も文静も持管は箏築であり、箏築の師匠が二人もつかなければならないほど多くの人数が稽古を受ける状態であったのか、あるいは、本家筋である文静家と庶流である文均家との間の複雑な力関係が存在したのか、そのあたりは明確に記されていない。この点については、後で考察したい。

さて、このような文均の出張稽古の拠点であるが、京都における主要な稽古先として、以下の三か所が存在した。その一つ目が、もっとも中心的な場となっていた平等寺因幡堂西坊、次に、以下で考察するように西坊グループと何らかのつながりを持っていたと思われる山本梅逸を中心としたグループ、三つ目のこれらのグループより後に形成された場が嶋田家である。

1) 因幡堂西坊と文均

文均は、この西坊を中心とする弟子集団を「素人社中」あるいは「下辺社中」と日記に記しており、自身の「社中」とであると認識していたようである。その社中の中心となったのは、『平安人物志』にもその名が記載される西坊釋義鎮であり、義鎮は、先代の良順に同じく箏築をよくすることで知られていた。文均の『楽所日記』では、西坊での稽古の日は、その時々都合で前後する、あるいは中止となることはあっても、基本的には4日、9日、14日、19日、24日、29日に行われており、毎月の4の日と9の日とを稽古実施日と決めて、西坊に複数の人々が集っての稽古を行っていたようである。残念ながら、文均の『楽所日記』に登場するどの人物がこの西坊の社中のメンバーなのか明確になることはほとんどない。【表-3】に示したように、入門の仲介の記事から竹田不動院覚賢ら数名、および楽会の開催状況から清閑寺とのつながりは明確であるといえるが、それ以外の多くの人名と西坊社中との関係は、はっきりとは見えてこない。しかし、後に考察するように、楽で関係する人物の多くと文均との関係は、この西坊社中との直接的な関係、もしくは、そこに集った人々から広がる西坊社中との間接的な関係により構築されたものではないかと推測される。

また、平等寺因幡堂は高倉天皇にゆかりの寺院であり、それ故に、毎年1月14日の高倉天皇御祥忌には「社中」による奏楽が行われていたことが『楽所日記』に記されている。文均もここに出席しているが、社中以外の固定的な三方楽所楽人メンバーとしては、文均のほかに、如寿、好学、文静、如雄の名が記されている。このうち笛を担当する伊勢守如寿と如雄（後の頼玄）は養子関係の親子、箏築の文均と文静の関係はすでに述べた通りである。能登守奥よしただか好学は笙の奏者で、天保15年にはこのメンバーに藺廣篤が加わっているので、廣篤が好学の代稽古を行うことがあったのかもしれない。つまり、この社中のメンバーに対しては、笛は東儀如寿家が、笙は奥家が師匠として稽古を行っていたことが分かり、箏築は、おそらくはもともと東儀文暉家が指導していたものを文均が引き継いだという形で稽古を実施していたのではないだろうか³⁵⁾。この点については、また後に考えたい。

35) 弘化5年3月5日には、因幡堂平等寺として勅会の法会が執り行われたが、このような場合の付楽の演奏者としての出仕は、三方楽所としてのものになるため、因幡堂西坊の社中指導者や指導関係者であるからといって優先的に出仕が認められたものではなかったようである。文静は別途願書を提出し

また、西坊社中は稽古を行うだけでなく、メンバーが逝去したのちに追善楽会を開催³⁶⁾したり、寺社の法会や神事において社中のメンバーによる「奉納」という形で演奏を行ったりしている。そうした場にも、文均をはじめとする師匠たちも参加していた。これらの寺社は、先に触れた「楽座」を持たない寺社であり、外部の素人による「奉納」については、四辻家も厳しく制限することはなかったのであろうが、ここに三方楽所楽人が関わっていることについては、どのように認識され、どのように許されていたのかは、今後調査すべき課題である。

2) 山本梅逸宅

文均の京都での出張稽古先のもう一つの拠点が、山本梅逸宅である。山本梅逸は、よく知られているように尾張南画の代表的画家であり、天保3(1832)年により京都に居住し、京都の文人社会に名を知られた人気画家となっていた。『楽所日記』では、天保15年3月5日条に、梅逸と蘇合香一具、千秋楽を演奏した記事があることから、この時点でかなり稽古を重ねた上級者となっていたことが推測できるが、天保15年以前の文均との関係は不明である。梅逸は、安政7(1860)年に尾張に戻るまで、文均のもとで楽の稽古を継続的に続けていた。文均が山本宅に稽古に向いた際には、福田、水嶋がともに参加しているとする記述が多くあり、水嶋の持管は明記されていないが、福田については「舌料」とする記載が文均の日記にあるので筆篋を稽古していたと思われる。山本梅逸宅の稽古については、この2名以外の氏名は記されないため基本的には、山本梅逸、水嶋、福田という3名で楽の稽古を受けていたと考えてよいだろう³⁷⁾。山本宅での稽古は、通常は文均が単独で出かけているが、時には「河州、勢州同道にて」合奏稽古を行うこともあった。

さて、文均の日記には、水嶋、福田とのみ記載されるそれぞれの人物についてであるが、水嶋とは水嶋永政であり、福田とは福田美楯³⁸⁾である。この二人は山本梅逸宅での楽の稽古だけでつながるのではなく、いずれもが国学者であり、さらに『式社詣之記』を共に著すなど学問領域でも深く関わっていた。また、楽のつながりでも登場する和泉式部静心庵(大眼か?)では、山本梅逸門人の展覧が実施されて、これを文均は「見物」に行っている(弘化3年1月28日条)。つまり、国学や画の分野でもつながりがある人物同士が同時に楽の仲間であるという交

て24名の定員枠以外のメンバーとしてこれに参加している。

- 36) 文均の『楽所日記』弘化4年4月9日条には「勢州門人川越留守居鎌田三郎大夫追善楽会」が開催され、これに如寿と頼玄親子、東儀文静、文均と下社中、すなわち西坊の稽古メンバーが出席した。このほかにも、【表-3】に示したように、故人がこのようなグループに属して楽を稽古していた場合、稽古仲間による追悼楽会が開催されたようである。
- 37) 福田美楯は嘉永3年に亡くなるが、その後も、山本梅逸の稽古に水嶋は同席していた。後述の嘉永3年以後、嶋田家、鳩居堂熊谷家と文均との間に楽の稽古が行われるようになる背景には、あくまで推測ではあるが、福田が亡くなり、雅楽演奏の場に集う新たなメンバーを水嶋が求めていたということが背景にあるのかもしれない。さらに、梅逸の養子である梅屋の名も文均の日記に登場するが、それが楽に関わる交流であったとする明確な記載はない。文均と梅屋との関係は、梅逸を通じて形成された画の師匠と弟子としてのものである可能性が高い。
- 38) 『楽所日記』嘉永3年4月8日条に西坊にて開催された尚齒会の記事があり、そこにフルネームが記載されている。詳細は後掲の引用を参照。

流関係が形成されていたことが見えてくる。梅逸の周りには画家だけではなく、国学関係者や歌人、煎茶³⁹⁾を嗜む人などさまざまな人物が集い、そうした人々をつなぐ何本かの糸の一本として雅楽が存在していたのだろう。

先にみた西坊のグループと山本梅逸のグループであるが、この二つのグループがまったく関りがなかったのかというところではない。むしろ重なり合いつつ、それぞれのメンバーの興味に応じて横に広がっていく関係にあったというイメージで理解したほうが良いだろう。そのことを明確に示す記事は、『楽所日記』嘉永3年4月8日条の以下の記事である。

西坊ニ而今度尚齒会有之付、予（文均＝南谷補、以下同じ）、勢州（頼玄）楽助音参、右会、社中、西坊義鎮僧正七十一才、奥村泰山七十才、山本梅逸六十八才、法宣寺六十六才、藤井上総掾同上、福田美楯六十二才、水嶋永政六十才、右七叟、歌題 心静延寿、平調音取、萬（万歳楽）、五（五常楽）、老（老君子）、合（合歓塩）、林（林歌）、陪（陪臚）、慶（慶徳）、各方より酒、飯馳走

尚齒会とは、唐代の845年に白居易が催した故事が起源とされるもので、最高齢の主人を含む高齢者7人の「七叟」が主客となり、詩歌を作り音楽歌舞の遊宴を行うものである。ここでは、その七叟となる人物に注目したい。引用文中にある「社中」は、ここでは、西坊の素人楽人社中という意味ではなく、今回のこの集まりのメンバーという意味で用いられていると読めるが、その七叟は、全員が『平安人物志』において楽の名手として名が挙げられている人物であり、【表-3】にも示したように、文均の日記から西坊と山本梅逸の楽の稽古メンバーの双方に括がるものとなっていることわかる。このような交流の記録から、文均の稽古拠点を形成していた二つのグループは、全く独立した別個の存在ではなく、緩やかにつながりあっているものであったといえよう。

3) 嶋田家

これらに追加される形で増えた拠点が嶋田家である。文均の『楽所日記』弘化3年4月15日条に、「水嶋氏、嶋田同道にて初めて来る」とする記事があり、その際に嶋田が肴料50疋を差し出している。ここから、文均と嶋田家の関係形成には、山本梅逸ともつながっていた水嶋永政が関わっていたと理解できる。この記事の前、『楽所日記』同年2月29日条によれば、文均は、水嶋、嶋田、円山というメンバーで嵐山に花見に出かけている。この記事が、文均の日記に嶋田が登場する初出であり、この時に、水嶋が嶋田と文均を引き合わせたのではないかと推測され、その後、4月15日になって、嶋田が文均自宅を訪問し肴料を持参していると理解できる。おそらくは、4月15日に、水嶋の仲介を得て、嶋田から文均に楽の指導の依頼があったのではないだろうか。しかし、この後もしばらくの間は、嶋田の稽古の記事が文均の『楽所日記』

39) 水嶋は歌人としても名を成していた。水嶋が親しく接していた梅逸の周りにも水嶋が関わる人間関係が影響する交流の輪が広がっただろうし、梅逸の煎茶は梅逸流と称される一流をなすほどであったという。

に記載されることはない。嘉永3年に入ると、『楽所日記』には、定期的に「嶋田に稽古に行く」旨の記事が記されるようになり、以後、嶋田家では次第に稽古に熱が入っていく様子が記されている。あるいは、最初の面会以降しばらくの間、文均の稽古を受けた記事が見当たらないのは、上記の1)か2)のグループの一員として稽古を受けていたためである可能性もあるが、その後、こうした記事が記載されることから、嘉永3年以降は、独立したグループとして独自に稽古を受けていたことがわかる。その構成メンバーは明らかではないが、文均の『楽所日記』には、水嶋が嶋田家の稽古に同席していることがしばしば記載されている。

今回の調査期間とした文均の『楽所日記』には、嶋田という苗字のみの記載しかなく、この範囲では人物を特定することができないが、この少し後の安政2年の『楽所日記』の記事から、この嶋田が嶋田弥三郎であることが分かる⁴⁰⁾。さらに、同じ嘉永3年から、鳩居堂の熊谷氏も文均の指導を受けるようになっており⁴¹⁾、この嶋田家と熊谷家の間にも、楽を通してのつながりがあったのかもしれない。鳩居堂は、翌嘉永4年1月26日に南薫楼で楽会を開催しているが、その際の出席メンバーは文均、好学、文静、如雄(頼玄のこと)のほか三方楽所楽人が6名、それ以外の「素人」としては奥村、水嶋、中村の名が記載されており、奥村、水嶋という西坊および山本梅逸グループに関わる人物がここにも関わっていたことがわかる。さらに、嘉永4年2月11日条に記載される山本宅での稽古には、水嶋だけでなく聖護院岩坊も参加して合奏をしているとあり、山本の稽古グループに岩坊に関わるがあったことが分かる。岩坊は、やはり和歌の領域で高島富子(式部)とのつながりがあったと推測され、こうした関係が文均と高島富子の楽でのつながりを生み出しているのだろう。

また、『楽所日記』弘化2年10月19日条には、西坊に稽古に出かけたとする記事に続けて、水嶋、辻から転居の祝いを受け取ったとする記事が記載され、西坊での稽古の場でこれらを受け取ったとも理解できる。つまり、水嶋は、西坊にも稽古のために出入りしていた可能性がある。そうすると、文均の3つの素人楽人を対象とした稽古拠点は、文均その人がそのつなぎ目であったというよりも、弟子同士の間関係、交流関係からその範囲を拡げつつ形成されていたものと考えられるし、中でも国学・和歌の分野でも活躍していた水嶋永政が文均の3つの拠点到深く関わっていた可能性も見えてくる。

4) 文均の個人的な関係から拡がった弟子

もちろん、上記以外の文均の個人的な関係からの弟子を拡大している例もあるので、それらについても触れておきたい。

40) 『楽所日記』安政2年3月12日条に「嶋田弥三郎同道本家与三右衛門方へ参る」とあり、嶋田と記載されている人物が嶋田弥三郎、狂歌師菊廬舎真恵美として知られる嶋田周忠、八代目嶋田八郎左衛門の次男で、『平安人物志』に文雅の人として掲載されている蓮真とも号した源義忠であることが分かる。文均と嶋田家との関係は、稿を改めて検討したい。なお、嶋田家からの文均への稽古謝礼は、当時の相場に比するとかなり高額であった。

41) 嘉永3年元旦条に、「鳩居堂より年玉到来」とあるが、この記事以外に以前以後ともに文均の『楽所日記』には鳩居堂からの年玉という記事はないので、この時に、文均による稽古に関する何らかの挨拶があったものと思われる。

① 三方楽所楽人の中での紹介

弟子の範囲拡大の機会の基本的なものとしては、三方楽所楽人同士の紹介というルートであろう。調査対象期間において興味深い事例は、在天岡家の門人であった古川素平、すなわち古川躬行である。神祇伯白河家関東執役で国学者でもあった古川は、文均の『楽所日記』嘉永3年1月22日条に初出する。そこには「昌好⁴²⁾ 門人関東古川素平」が文均宅を訪問したこと、肴料として金100疋を持参したこと、この日、文均と古川は楽の合奏を行い、夕食を出したことが記載されている。岡家の一家は紅葉山楽人として江戸に下向しており、古川はその紅葉山楽人岡昌輪とも交流があった⁴³⁾。そうしたことから、古川は、文均が江戸に下向して楽の指導を行うにあたっての重要な役割を果たすなど、この時以降、文均とは親しい関係が保たれた。ここで注目したいことは、在天楽人が門人を持っていたことを明確にする史料は、現時点では見出されていないために不明なことが多いもの⁴⁴⁾、こうした記事から在天楽人も在京楽人に同じく弟子を持っていたことが分かること、さらに、そうした弟子の中に、文均の弟子に同じく、国学関係者がいたということである。

② 文均の縁戚関係から

次に文均の縁戚関係からの拡がりがある。文均の地方の稽古拠点の一つであり、文均が師家を務めていた三河西尾の御剣八幡社の新家家は、文均の実家である南都芝家と縁戚関係にあった。また、嘉永2年5月29日のお信殿逝去の記事から、梅宮社橋本和泉守の妻は、文靜の姉であったことが確認できる。文靜の姉の嫁ぎ先である梅宮社に関する記事は文均の『楽所日記』にも複数回登場する。弘化2年11月4日条には、文靜と文均は、「下社中」とともに梅宮神事で「奏楽奉納」したとあり、社中を率いて梅宮社での奏楽も行っている。すでに考察したように、文均と文靜家との関係は非常に深いものがあったと思われる。したがって、その文靜のこうした姻戚関係が、文均の稽古対象者の範囲を拡げることに関わっていた可能性も考えなければならぬ。

さらに、『楽所日記』の調査対象期間である弘化・嘉永年間の記事において注目したい人物に、「聖護院山本氏」と記載される聖護院宮に仕えた山本右兵衛尉がいる。この人は、聖護院寺侍山本宗恒の息子で、『平安人物志』によれば、父子ともに笛の達人であったという。この山本家は、日記の記事から東儀文靜家と縁戚関係にあった様子がうかがわれ、文靜の妻がこの山本氏の関係者なのではないかと推測できる⁴⁵⁾。この山本氏を介して、文均と文靜は、弘化2年1月

42) 在天岡家、ただし、在天林家廣倫の息で岡家を相続、倫廣とも名乗る。

43) 江戸在住者と文均との交流については、拙稿「江戸時代の雅楽愛好家のネットワーク——東儀文均の『楽所日記』嘉永六年の記録より見えるもの——」において論じている。

44) 近年大阪貝塚廣海家のコレクションが京都国立博物館に寄贈されたが、その中にこの廣海家と交流があった岸和田井坂家の先祖、井坂市左衛門にあてた弘化3年の蘭廣名よりの「五常楽」の伝授譜が付属した筈があった(京都国立博物館『貝塚廣海家コレクション受贈記念特別企画豪商の蔵——美しい暮らしの遺産——』図録、2018年の解説による)。蘭廣名は在天の天王寺楽人である。「五常楽」の楽譜を伝授するということは入門に付随する儀式となっていたので、井坂市左衛門は、在天楽人に入門していたと推測される。伝授譜にあわせて、東儀俊寿からの譜面も保存されている。

45) 文均の『楽所日記』巻1冒頭に記載される『家伝』では、文靜家に関しては文靜の代以降の記載がなく、文靜の子息の母、つまり、文靜の妻に関する確認はできていない。

5日に聖護院宮家への出入りを許された。すでに聖護院岩坊とのつながりがあったことが明らかであるし、山本右兵衛尉を通じての楽のつながりも形成されていた可能性があるが、これらに加えこの聖護院宮への御館入りの許可を受けたことが、文均が聖護院村の人々とつながりをより広げる機会となったのではないだろうか。その後聖護院村の楽稽古関係者としては、瀧原⁴⁶⁾の名が日記に見えるようになる。楽のつながりが縁戚関係を結ぶことになったきっかけでもあるのかもしれないが、逆に、縁戚関係からの弟子の拡大、縁戚関係を通じてネットワークが拡大されていく可能性にも注目すべきであろう。

③ 上記以外のパターン

紹介者が明確ではないものの、文均に直接稽古を依頼に来る例もあった。【表-3】中の人物で上げると中川善輔、藤村庸平である。とはいえ、彼らも実際に稽古を始める前に挨拶のために文均家を訪問していることが記載されているので、嶋田家の例を勘案すると、その詳細を文均に記載していないだけで、当然紹介状などは持参したのであろうから、実際には①の例に含まれると考えることができる例が多いとすべきであろう。

文均の日記では、長崎藤村庸平とされる藤村は、多久島澄子の佐賀藩有田郷中里村の旧家で医家の峯家所蔵の文書にその名があるという⁴⁷⁾。寛政3年に生まれた峯静軒は京都で修業をし、その修行時代に「和歌を千草有功に音楽を東儀伊勢守に就き学んだ」⁴⁸⁾とされている。こうした関係から、藤村が素人弟子指導仲間の間柄であった東儀伊勢守からの紹介者であった可能性は高い⁴⁹⁾。あるいは、医学の修行関係で、文均の弟子のいずれかとのつながりができ、紹介された可能性もある。文均の弟子が文均にあらたな弟子を紹介する例は、すでに述べた水嶋と嶋田家の例のほか、上記の中川善輔が、出雲松江の松脇世想を文均に紹介し入門させているという記事（弘化4年11月8日条）がある。

このように文均の日記の記事を考察していくと、地方での例に同じく、京都においても、楽人同士、さらには弟子同士の紹介が文均の弟子の範囲を広げていることが分かる。しかし、ここで注目したいのは、その際には、必ずしも「楽」がメインのキーワードではなく、それ以外の文化活動領域におけるつながりが、結果として楽のつながりを形成している可能性が見えてくることである。すでにふれた福田美楯と水嶋永政の国学だけでなく、因幡堂西坊と山本梅逸のグループの関係者で見ても、奥村泰山と水嶋正之は和歌、その奥村は高島式部や聖護院岩坊と桂園派の和歌でつながり、そうしたつながりが楽会の開催へとつながっていく様子が【表-3】からも理解できよう⁵⁰⁾。

46) 『平安人物志』によれば、医家で、歌人、国学者としても名をなし、その門に教えを乞う人ですこぶるにぎわったという。やはり、ここでも、国学、和歌によるつながりの形成の可能性が見えてくる。

47) 多久島澄子「峯家所蔵の中島廣足書簡：峯静軒と中島廣足の交流」『佐賀大学地域学歴史文化研究センター紀要』12、2017、pp.55-78。

48) 註47論文による。

49) 翌嘉永5年には、同じく長崎中園和泉が、伊勢守門人でありながら帰国直前の総仕上げの段階と思われる時期に文均の稽古を受けている例があることから、このように推測できるのではないだろうか。

50) 桂園派の和歌を接点とする雅楽学習者の拡がりについては、すでに寺内直子氏が詳細な論考を発表し

以上、東儀文均の素人弟子を構成するメンバーを考察することで、弘化・嘉永年間の京都において、どのような人々が雅楽を学んでいたのかを探ってきた。しかし、すでに述べたように、文均の継承した在京東儀家の一家は、おそらく一度は断絶している上に、それ以前にも不安定な状態が続く楽家であった。そうした家の状況を考えると、文均が、このように『平安人物志』に掲載されるいわゆる名士とされた人々を楽の弟子として確保できたのはなぜなのかという疑問が生じる。その理由について推測してみたい。すでに述べたように、文均の門人録の記録は天保10（1839）年からの記事が記載されているという。文均は、当初東儀文暉家に養子に入ったとすれば、天保10年の時点で養父であった文暉は63歳、その嫡男文静はいまだ16歳である。文暉家は、東儀家の京都における本家であるから、素人弟子に対する教授権を保持していたことは確実であるし、文均の『楽所日記』にも、河州、つまり、文静家で「素人楽会」が開催されたとする記事（嘉永3年2月10日条）などがあることからそれは裏付けられる。このような状況のもと、当主が高齢で、その嫡男が若年という状態の東儀家在京本家である文暉家が抱えていた素人弟子に対しての日常的な指導を、東儀庶流を相続することが決まっていたとはいえ、この時点である程度の年齢に達していた文均が、代稽古者として天保10年以前より任されていたということは十分に考えられることである。

そうした状況から、文均が指導していた東儀文暉家の素人弟子集団を構成していた西坊と山本梅逸を中心とするグループを、文均が分家し、文静が成人したのちもそのまま指導者として引き継いでいたという推測ができるのではないだろうか。このように、在京東儀本家の弟子を引き継いだことが、文均が京都で楽の名士として知られていた人々を門人としていたこと、さらには、西坊での稽古に文静も関わりを持っていたことの背景にあるといえるのではないかと思われる。さらに、そうした弟子集団を引き継いだからこそ、そこから拡がる人間関係により、文均の弟子の拡大が可能になったのだろう。

4 文均自身の学び—日記に残された記事から

このように文均の弟子の中には、楽の習得に熱心なだけでなく、絵画、和歌、国学などのさまざまな領域での文化活動も行なっていた人々が含まれていた。そうした人々と関わりながら、文均自身はどのように自身の文化的世界を拡大していったのだろうか。最後に、文均自身の学びについて考察したい。

まず、文均の楽に関する学びについて考察したい。その参考となるものが、彼の所蔵する楽書の内容となろう。三方楽所楽人の中には、『楽家録』を著した安倍季尚をはじめ、天王寺楽人についていえば、岡昌名の『新撰楽道類聚集大全』、林広猶の『温故抄』がある。それ以外の楽人についても、『林家楽書類』（京都大学所蔵）に遺された在天林家本家の所蔵した楽書⁵¹⁾から

ている。註26参照。

51) 天王寺楽人岡昌名の『新撰楽道類聚集大全』が含まれるほかに、『古今楽語』、『管絃教録』、『夜鶴庭訓抄』、『類箏治要』、『周伶金玉抄』、『算律和解』、『管絃肝心集』などがある。

みられるように、このような書物としての形となった業績を遺すに至らないまでも、楽人は楽について熱心に学んでいたことは十分に推測できる。そうしたことを具体的に示す例を文均の日記から明らかにできるのではないかという期待は、『楽所日記』全巻を通読した限りでは裏切られている。実は、文均の日記には、書物を通じての楽の学びをどのように行ったのかに関する記事がほとんど記載されておらず、その実態は明らかにできない。

『楽所日記』に記載される文均の日常生活の記録からは、素人弟子をはじめとする稽古者への実技指導は、地方への出張稽古の場合は別として、在京している限り、原則として午後の時間帯のみに行っていることが読み取れる。日記の記載記事からは、午前中に書き物を行なうなどの業務を行っていることがうかがわれるので、毎日の午前中は自身の稽古以外に書物を見たり、書類の整理や書き物をしていたりしていたと推測され、この時間帯に楽書などを紐解いた可能性はある。しかし、弘化・嘉永年間の文均の『楽所日記』に登場する書名は極めて限定的なものであり、今回の調査対象とした弘化・嘉永年化の範囲では、嘉永3年5月8日に「『三五要略』写畢」、同9日に「『仁智要略』写始」、嘉永6年5月8日に『群書類従楽部』13冊を銭別として受け取ったとする記事があるほか、嘉永7年3月23日条には、在天岡家門人として文均の稽古も受けながら、嘉永6年の江戸下向の際に何かと世話になった古川から、前年に貸した「三五要録、同中録」が返送されてきたと記されており、これらを文均が所持していたことが分かるだけである。

嘉永3年の記事は、この前後の時期に文均が四辻家に楽の稽古のために頻繁に参殿していたことから、四辻家から借り出したものを書写していたと推測できる。文均は筆筈以外に、琵琶と箏を演奏し、箏に関しては、四辻家の中間師匠として指導を行っていたことがあり箏の指導も行い、入門希望者を四辻家に仲介している事例⁵²⁾があり、四辻家としても文均を中間師匠的存在として認めていたと考えられる。そうした関係から、これらの書物を借り出し書写できたと推測できよう。しかし、これら以外の楽書についての記事は見当たらない。

次に、楽以外の領域に関して考察したい。先に挙げた『群書類従楽部』は、文均の江戸下向稽古の際、江戸在住の尾張藩関係者加藤正三郎より銭別として贈られた旨が記載されている。さらに、『楽所日記』嘉永7年4月28日条には、かねてより依頼していた『群書類従有職部』14冊が、同じく加藤正三郎より届いたと記載されている。このように装束関係の書籍をわざわざ江戸から取りよせたことには、文均が衣文道を熱心に学んでいたことが影響しており、これは、文均のそうした領域に対する興味関心からの必要性に基づいて購入したものであろう。文均の『楽所日記』からは、天保15年以前から衣文道を学んでいたことがうかがわれ、天保15年以降の日記には、「内会」に参加したことや、高倉家からの免許の授与の記事が記載されている。衣文道について正式に学び衣文ができることで、文均は、四辻家をはじめとする楽の領域での交流がある公家が宮中儀式に参内する際の着付けを行い、神事に仕出する楽人仲間の着付

52) 例としては、嘉永4年8月1日条に「文静、忠彦、久嘉、箏入門之儀申込置候事」とあり、嘉永6年7月3日条に「尾州浄信寺より四辻殿へ箏入門料至来付四辻殿へ持参」とあり、同8日に「四辻殿より尾州表譜面被渡候付浄信寺へ向差下ス事」とり、三方楽所楽人、素人弟子、双方の入門取次を行っていたことが記録される。

けも担当していた。文均は、高倉家の中間師匠とみなされる「会頭」と称される木下、これはおそらく『平安人物志』にある木下弥三郎と推測されるが、その木下のもとで開かれる「内会」に関わっていた。そして、木下以外に、三上とされる人物宅での衣文内会にも参加している。

すでにみた素人社中のメンバーと関わるものとしては、天保15年3月11日条の「福田へ古事記回読に参る」とする記事がある。『古事記』に関する記事はこの1回のみであるが、自身の楽の弟子であった国学者福田美楯のもとで、文均も『古事記』を学ぼうとしたことがあったことがわかる。もう一点、注目したいのは、嘉永4年9月4日条に「午後、山本梅逸老人方へ書画入門束脩金二百疋持参」とある記事である。この後、同9日条に「昼後、梅屋子へ絵具着色之儀聞二参事」とあり、画に関しては、文均の楽の弟子であった梅逸ではなく、梅逸の養子の梅屋の指導を受けていた可能性が示されており、梅逸との関係は、その後も基本的には、楽の師匠と弟子というものが保たれたのではないかと思われる。それは、以後の文均の日記に、山本梅逸老人とする表記と、その山本の養子であった山本梅屋を意味する山本という表記の使い分けが、厳密ではないものの、意識して用いられるようになっていくことから推測できる⁵³⁾。このように、楽の稽古で交流のあった弟子とのつながりで、文均が画の稽古を正式に受けるようになったことは、文均の文化的世界の拡がりを考える上で重要な要素であろう。

このように、残念ながら、文均はその日記に、楽の稽古に関すること以外には、自身の文化活動についてはほとんど記載していない。弘化・嘉永年代の『楽所日記』に関しては、上記に挙げたもの以外に、嘉永7年1月28日条にある「昼後、岩垣日州内会始藤井宅ニ而被催付出席、巻紙持参、雑煮、祝酒出、朝、山路先生宅へ古希賀之儀付、真節、津田、岸並予、会合相談」がある。ここには二つの事項が記載されている。一つは、「岩垣日州内会始」が藤井宅であったということ、もう一つは、文均が山路先生なる人物の古希の祝賀会に関わっているということである。ただし、これらの人物の名は、いずれもそれまでの『楽所日記』の記事に登場することなく、関連する記事も見出すことができない。

岩垣日州は、『平安人物志』によれば、漢学者の岩垣菊苗のことだと考えられる。となると、この「内会」は漢学の集まりであった可能性があるが、岩垣菊苗は、『平安人物志』嘉永5年の版には、漢学者であると同時に衣文の箇所にも再掲されているので、ここでいう内会とは、文均が熱心に学んでいた衣文の会であった可能性もある。さらに、藤井なる人物についても見ていきたい。文均の日記の嘉永7年9月13日条には、文均が高倉殿で「衣文道水干御伝授御許容」を受けた記事が記載されている。その際の同席者として同時に許し状を受けた人物2名のほかに、文均が所属する衣文の内会会頭の木下とともに、もう一人会頭として藤井という人名が記載されている。この人物と先の藤井とが同一人物である可能性があり、そうなると、先の岩垣日州関連の会合が漢学のものであるのか、衣文道のものであるのか判別できないとなる。

一方の山路先生というのは、四辻宰相中將家臣右馬大允信近の子山路信敏のことであろう。この人は書家である。文均は四辻家との関係でこの山路の古希の祝賀会に関わっていたとも考

53) 文均は絵画の稽古は長く続けたらしく、寺内氏が註26の論文で紹介しているように名古屋にその作品がもたらされたことが分かっている。また、在京天王寺楽所のための作品も描いたことが日記の記事からわかるが、これらについては稿を改めて述べたい。

えられるが、この件について考える手がかりとして『樂所日記』嘉永7年年2月9日条を引用したい。

山路先生古希賀宴付早朝より三本木吉田屋へ出席、
中飯、祝酒、門人七十人斗会合、朋友、親類立凡二十人、
各持参金子相改、諸払差引残金五両並銀五十匁三分、
右真節、津田、平木、岸 並予、立合先生江差出
万事都合克相濟一統大慶、亥刻比帰宅之事

この記事によれば、三本木吉田屋にて開催された祝賀会では、文均は、早朝から会場に詰めて、同じく三方楽所楽人の上真節他3名とともに世話役を務め、会計を担当し、支払いを済ませた後の残金を山路に渡すまでの労をとり、夜遅くに帰宅している。『樂所日記』によれば、同年2月16日にはその返礼として山路より装丁済みの四辻公亭の一行書を受け取っている。

こうしたことから、文均は、山路信敏の門人として書を学んでいた可能性は高いが、それであれば、衣文道の稽古のような記録が、弘化・嘉永年間の日記には全く残されていないのも不思議である。ただし、文均家の元旦の行事には、「雑煮、大福茶、屠蘇」を祝った後、「吹始・舞始」に引き続き、「書始」が行われ、毎年、「嘉辰令月」と「君が代」を書くことになっていた。他の楽家で、「吹始・舞始」はともかく、「書始」を行った例があるのか、楽家の日記類で確認する必要はあるが、少なくとも、文均が書を熱心に稽古していたことは、こうした正月の恒例行事から推測できるのではないだろうか。文均の日記には、文均が持管の筆築譜以外に、安倍家からの依頼で箏譜を作成したこと、山井家からの依頼で笛譜を作成したことなどが記されており、これは、文均が箏や笛も演奏したということだけでなく、字が上手いと楽人の間で評価されていたからなのかもしれない。

他に紹介すべき記事として、文均の『樂所日記』には、煎茶、連歌に関する記事がそれぞれ一か所ある。嘉永5年12月5日条に、山本梅逸老人七十賀煎茶会に参加したこと、嘉永4年10月11日条に、文均家で楽会を催し、そこに、文静のほか、嶋田、水嶋、円山、宮脇が加わり楽を5曲合奏、その後「連歌」をしたとの記載がある。円山、宮脇も『樂所日記』に複数回記載される人物であるが、特定はできていない。しかし、文均が、このメンバーを自宅に集め稽古をすることはそれまでにないことであった。このように普段の稽古とは異なるメンバーが集まり楽の演奏を行ったこと、さらにその後連歌を行ったことに注目すれば、このメンバーが、単に楽だけでつながったものではなく、そこに連歌という共通要素を持つ人々であったといえるのかもしれない。しかし、連歌、さらには、和歌に関する記述は、文均の日記の弘化・嘉永年間の記録に関する限り、他には見当たらない。

三方楽所楽人の中に和歌を嗜む者がいたことは、すでに指摘がされており⁵⁴⁾、また、すでに

54) 寺内氏の註26の論文。

ふれた在天楽家『林家楽書類』の中には、表紙を欠くものの和歌を織り込んだ紀行文があり⁵⁵⁾、天王寺楽人の中にも和歌に親しんだ人がいたらしいことが分かる。文均の日記『楽所日記』の記事には、楽以外のそうした文化的活動やなんらかの文化サークル的なものに文均が継続的に所属し活動した記録は、衣文道と絵画に関するもののみで、それ以外については残されていない。しかし、その一方で、文均の弟子同士のつながり、その拡がりの様相から、楽人である文均が、楽以外の様々な文化活動にも関わっていた状況が見えてくる。江戸時代の雅楽の拡がりを考える上で、どのような人が楽の稽古を受けていたのか、そして、そうした稽古者同士の横のつながりはどうなっていたのかということの分析は重要な要素となろう。今後も、嘉永年以降の文均の日記『楽所日記』をこうした観点から読み解くことで、幕末期の雅楽の受容のされ方、楽と「素人」門人の関わり方を探っていきたい。

付記：本稿は、京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター研究会「儒学思想に関する思想史・文化史・音楽学的アプローチ」平成29年度第三回研究会（平成30年3月19日）における口頭発表に基づくものである。当日、貴重なご教示、ご指摘およびご意見を賜った研究会のメンバーに御礼申し上げます。

55)『林家楽書類』第51冊。在天楽家が天保3年9月に上京する際に淀川の上り舟を使っの旅の途中の情景を記載したものと思われる。

Interaction between Togi Fuminari and his disciples in Kyoto during the mid-1800s

The *gagaku* musicians of the so-called *sanpo-gakuso* not only performed the music for the rituals of the Imperial Palace and the Edo *Shogunate* but also *gagaku* music accompanying religious ceremonies. Furthermore, as already discussed, they also provided guidance to laymen who did not play the music as profession. The significance of the guidance activities is not for economic benefit alone. It should be noted that there were also profits for the musicians from the amateurs they targeted for practice. In order to understand what benefits the musicians had or how they affected form their disciple, it is necessary to know what kinds of people were subject to their practice. By investigating the diary of *Togi Fuminari*, a *Gagaku* musician of this era, we will understand that many of the disciples were experts in the field of cultural activities other than music, and thus, we would be conscious of the possibility that musicians who are leaders conversely learned something from their disciples. It is worth noting that the circulation of such knowledge and culture was formed within the *gagaku* performance circle of the Edo period.

【表-3】 文均の京都における弟子・その他の人々との交流関係

文均の状況	年番												
	天保 15	弘化 2	3	4	5	嘉永 2	3	4	5	6	7		
☆1 因幡堂西坊 (下辺社中)	*	*	*	*	*	*	* 1)	*	*	*	*	*	この期間を通して継続的に文均が稽古に出向く記事あり 1) 尚齒会の記事あり
☆2 山本梅逸宅	*	*	*	*	*	*	*	*◆	*◆	*	*	*	この期間を通して継続的に文均が稽古に出向く記事あり 2) 帰国
山本梅屋 (梅逸養子)							?)	?	?				
水嶋永政	*	*	*	*	*	*	?	*	*	*	*	*	山本梅逸とともに稽古を受けるメンバ
水嶋永政子息												*	
福田美楯	?	?		?	◆*		?	?					3) 福田六十賀の楽会
福田子息													4) 福田美楯追善楽会、社中出席とありこの社中は、下辺社中と重なるか
☆3 嶋田宅 【水嶋か】			?				*	*	*	*	*	*	嘉永3年以降、継続的な稽古を受けている
和泉式部静心庵 【山本か】	*	?	*				?	?					
大眼子	*								?				あるいは上の和泉式部と同一人物か
八木	天保 15	弘化 2	3	4	5	嘉永 2	3	4	5	6	7		
辻	*	?		?									
朝井喜衛門	*	*	*				◆						
	* 死去												

* 楽の稽古記事あり

? 稽古の記事はないか関係継続

☆は文均の稽古拠点、人名下の【】内は文均への紹介者

◆文均が関係した楽会開催

☆本法寺																			本法寺は文均が師家を務める日蓮宗寺院その塔頭、末寺関係者は文均の弟子に
同尊陽院麗学	入門																		*
同本昌院恵瀧	入門																		*
同本養院																			*
同本養院廉潮																			入門
普門院	*																		
法宣寺【西坊関係?】																			5) 前住追善、社中出席とあり、社中と なると西坊関係か
野々口【西坊】	入門																		
藤井【西坊】	入門																		
竹田不動院覚賢【西坊】																			
大倉夢珠【福田】	*																		越後の人
鳩居堂熊谷【水嶋か】																			
田中量次郎孝矩【水嶋】																			
中川善輔	入門	*																	
天保15	弘化2	3	4	5															
嘉永2																			
3	4	5	6	7															
4	5	6	7																
5	6	7																	
6) 奥村追善楽会とあるので、奥村如一とつながるか																			
長崎の人、奥村・中園と関係あるか																			
長崎の人																			
7) 勢州門人とある																			

大坪兵庫	*												?				播州廣嶺山神職、御蔵持参。他にも廣嶺山関係者が文均宅に出入りしていた。
高原									* 8)								8) 美濃高須吉田とともに来訪
古川素平									* 9)	書状		?					9) 在天岡江州門人
北村									?								
神田作次郎		*							?								楽器商か。
神田喜作																	
堀川筑州																	文均自宅向いに住む。
以下は、『楽所日記』からは、弟子としての継続的な関係明記されないが、文均が出席した楽会や法会における奏楽の関係者で、文均の弟子と何らかの関係がある人物や寺院関係者と思われるもの																	
高畠富子	◆								◆*								嘉永3年に稽古の記事あり
聖護院岩坊		◆							◆								山本梅逸と関係あるか
清閑寺		◆	10)						◆	11)							10) 西坊関係と思われる楽会 11) 西坊義鎮僧正七十賀楽会 12) 紅葉見物を兼ねた稽古会
安養寺						◆											
天保15		弘化2				3	4	5	嘉永2								
専求寺									◆	13)							13) 堂供養を執行、楽は下辺社中も出席
長楽寺																	14) 山本梅逸七十賀宴の展覧後の楽会とあり、山本梅逸関係者
瀧原									◆								聖護院村
高倉府内																	
藤井上総掾																	15) 故藤井上総掾追善楽会

